

しの衆より、久しうおどり上覽無之候間、御覽有之候様に、御挨拶申上候得は、其節上意に只今まではかやうの儀、上覽遊され候ても、不苦候へども、最早若君様御誕生遊され候上は、若輩なる儀は、上覽被成まじく由上意なり、當座の御挨拶の様に、皆々存られ候處、御他界ましまし候迄、終におどり上覽無之候子時御年三十八年

〔先哲叢談後編〕三宅寄齋

寄齋自少壯性行不苟、遊伏見時、隣有富翁一女、容色甚都、嘗將招寄齋寓宿于家、辭而不行、他日或問之曰、瓜田不把履、

〔桃源遺事三〕西山公○光圀德川延佳度會若き御時より御老後まで、御精進の節は、御別間に御入、朝夕の御膳、一汁一菜の麁食をめし上られ、役人に命じて、酒局を封緘せしめ、料理鹽梅にも、酒を禁じ給ひ、一切の御遊興、御詩歌さへ不被遊候、その御志たしみの近き遠きにより、御年忌、又は毎年の御祥忌月には、或は一七日、或は三日、或は宵より、精進禊齋なされ候、其節御つゝしみの堅事、右のごとし、勿論御親類の御中に、御卒去の御方にて、御忌懸り申候節は、日月の光りに、御當り被成間敷ため、御一室の外は、晝夜御庭へも御出不被成候、且御喪中、あるひは御精進の時分は、御近臣三四人、并儒臣等相詰候、曾て世上の雜談不被成候、

〔神代講述抄五〕神主○延佳度會のいはく、三子の我を見る事、何んぞ其しかるや、もし我に取て身のいましめとすべきならば、我弱冠の比より、女子の交はりたる興宴の席に臨まず、人とともに博奕の具を手にとらずして、今年五十八歳に至る、其はじめは勉めたりといへども、後は自然の如し、この二事のほか、我にとるべきなしといへり、

〔赤穂義人錄上〕淡路守安照○坂脇肥後守利康下木等二道至赤穂、一道出城東鷹捕山、先期良雄封府庫、籍田里、令吏循行境上、修橋除道、及閭巷市廓、並禁喧擾、至是迎拜官使於城上、略中是日兩監察歸